

事業概要

令和2年度

新潟市食肉衛生検査所

〒950-2125 新潟市西区中野小屋 1631 番地

電話 025-261-2600

FAX 025-261-0565

E-mail : kensajo.hs@city.niigata.lg.jp

目 次

第1	検査所の概要	1
1	検査所の沿革	1
2	根拠法令及び関係法令	1
3	業 務	2
4	組織構成	3
5	対象と畜場及び開場日数	4
6	と畜検査手数料	4
7	施 設	5
	(1) 食肉衛生検査所及び食肉センター配置図	5
	(2) 食肉衛生検査所平面図	5
	(3) 主な検査備品	6
第2	検査の概要	7
1	検査の流れ	7
2	月別の畜種別検査頭数	8
3	過去10年間の畜種別検査頭数	8
4	生産地別検査頭数	9
5	認定小規模食鳥処理場確認状況	10
6	と畜検査結果	11
	(1) と畜検査頭数及び獣畜のとさつ解体禁止又は廃棄したものの原因	11
	(2) 全部廃棄となった疾病内訳	12
	(3) とさつ禁止内訳	12
	(4) 一部廃棄となった疾病及び異常内訳	13
7	試験室内検査実施状況	16
	(1) 精密検査実施数内訳	16
	(2) その他	17
第3	伝染性海綿状脳症 (TSE) 対応について	18
1	特定部位管理要領に基づく対応	18
2	牛海綿状脳症検査実施要領に基づく対応	18
3	スクリーニング検査実施頭数 (牛, とく及びめん山羊)	18
第4	そ の 他	19
1	残留抗菌性物質検査	19
	(1) 残留抗菌性物質検査頭数	19
	(2) 食品衛生法違反事例	19
2	衛生指導	20
3	フィードバック事業	21
4	主な研修・会議への参加	22
5	研究機関等への協力	23
6	視察・見学者等	23

第1 検査所の概要（令和3年3月31日現在）

1 検査所の沿革

明治7年	新潟市関屋に民営と畜場が開設。
昭和25年4月	政令市として、新潟市保健所が設置され、保健所にと畜検査員を配置。
昭和28年8月	「と畜場法」制定。
昭和33年1月	東・西保健所が設置され、西保健所にと畜検査員を配置。
昭和37年4月	市衛生課環境衛生係にと畜検査員を配置。
昭和42年8月	新潟市小新に市としてと畜場を新設し、名称を「新潟市食肉センター」とする。
昭和43年4月	市衛生課と畜検査係を設置し、食肉センターに配置。
昭和49年7月	と畜検査係を廃止し、新潟市食肉衛生検査所を設置。
昭和52年4月	食肉センター内に食肉衛生検査所の庁舎を新設。
平成5年4月	新潟市中野小屋に食肉センターを新築移転。それに伴い同センターに食肉衛生検査所を移設し、2係制となる。
平成10年4月	組織改正により、保健福祉部保健所食肉衛生検査所となる。
平成19年4月	組織改正により、健康福祉部食肉衛生検査所となる。
平成20年4月	組織改正により、2係制を廃止しスタッフ制となる。
平成22年4月	組織改正により、保健衛生部食肉衛生検査所となる。

2 根拠法令及び関係法令

主な根拠法令

と畜場法	(昭和28年8月1日法律第114号)
と畜場法施行令	(昭和28年8月25日第216号)
と畜場法施行規則	(昭和28年9月28日厚生省令第44号)
新潟市食肉衛生検査所設置条例	(昭和49年6月13日条例第27号)
新潟市と畜場法施行細則	(昭和29年2月4日規則第5号)
新潟市一般と畜場の構造設備の基準に関する条例	(平成15年3月25日条例第1号)
食品衛生法	(昭和22年12月24日法律第233号)
牛海綿状脳症対策特別措置法	(平成14年6月14日法律第70号)
厚生労働省関係牛海綿状脳症対策特別措置法施行規則	(平成14年7月1日厚生労働省令第89号)
食鳥処理の事業の規則及び食鳥検査に関する法律	(平成2年6月29日第70号)

主な関係法令

家畜伝染病予防法	(昭和26年5月31日法律第166号)
新潟市食肉センター条例	(平成5年3月29日条例第5号)
新潟市食肉センター条例施行規則	(平成5年4月1日規則第21号)
動物用医薬品の使用の規制に関する省令	(昭和55年9月30日農水省令第42号)

3 業務

新潟市事務委任規則 第2条 別表第1(抜粋)

5 食肉衛生検査所長に係る事務委任事項表

- | |
|--|
| <p>1 と畜場法(昭和28年法律第114号。以下この項において「法」という。)に関する事務</p> <ul style="list-style-type: none">(1) 法第5条第2項の規定により獣畜の種類及び1日当たりの頭数の制限をすること。(2) 法第7条第6項の規定による衛生管理責任者の設置又は変更の届出及び法第10条第2項において準用する法第7条第6項の規定による作業衛生責任者の設置又は変更の届出を受理すること。(3) 法第13条第1項の規定によりと畜場以外の場所においてとさつする場合の届出の受理をすること及び同条第3項の規定によりとさつし、又は解体する者に対し、必要な指示をすること。(4) 法第14条の規定による検査をすること。(5) 法第14条第3項第2号の規定による獣畜の皮等の持出しの許可をすること。(6) 法第16条の規定により公衆衛生上必要な措置をとること。(7) 法第17条第1項の規定により必要な報告を求め、又は当該職員をして立入検査をさせること。 <p>2 食品衛生法(以下この項において「法」という。)に関する事務(新潟市食肉センターに及び食鳥処理場に係るものに限る。)</p> <ul style="list-style-type: none">(1) 法第28条第1項の規定により営業者等から必要な報告を求め、当該職員をして臨検、検査又は収去をさせること。(2) 法第30条第2項の規定により食品衛生監視員に監視指導を行わせること。(3) 法第59条の規定により営業者若しくは当該職員にその食品、添加物、器具若しくは容器包装を廃棄させ、又はその他営業者に対し食品衛生上の危害を除去するために必要な処置をとることを命ずること。 <p>3 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律(平成2年法律第70号。以下この項において「法」という。)に関する事務</p> <ul style="list-style-type: none">(1) 法第3条に規定する食鳥処理の事業の許可をすること。(2) 法第6条第1項に規定する食鳥処理場の構造又は設備の変更の許可をすること。(3) 法第6条第3項の規定による申請事項の変更の届出を受理すること。(4) 法第7条第2号の規定による食鳥処理業者の地位の承認の届出を受理すること。(5) 第8条の規定により食鳥処理の事業の許可を取り消し、又は6月以内の期間を定めて食鳥処理の事業の停止を命ずること。(6) 法第9条の規定により食鳥処理場の整備改善を命じ、若しくはその整備改善を行うまでの間食鳥処理場の使用を禁止し、又は食鳥処理の事業の許可を取り消し、若しくは6月以内の期間を定めて食鳥処理の事業の停止を命ずること。(7) 法第12条第6項の規定による食鳥処理衛生管理者の設置及び変更の届出を受理すること。(8) 法第13条の規定により食鳥処理衛生管理者の解任を命ずること。(9) 法第14条の規定による食鳥処理場の廃止若しくは休止又は休止した食鳥処理場の再開の届出を受理すること。(10) 法第15条に規定する食鳥検査をすること。(11) 法第16条第1項に規定する確認規程の認定をすること。(12) 法第16条第2項に規定する確認規程の変更の認定をすること。(13) 法第16条第6項の規定により食鳥処理衛生管理者の解任を命ずること。(14) 法第16条第7項の規定による確認の状況の報告を受けること。(15) 法第16条第8項の規定による確認規程の廃止の届出を受理すること。(16) 法第16条第9項の規定により指導及び助言をすること。(17) 法第17条第1項第4号の規定による届出食肉販売業者の届出を受理すること。(18) 法第20条の規定により公衆衛生上必要な措置を採ること。(19) 法第37条第1項の規定により食鳥処理業者等から必要な報告を求めること。(20) 法第38条第1項の規定により当該職員に施設の立入り、物件の検査、関係者への質問又は食鳥肉等の収去をさせること。 |
|--|

4 組織構成（令和3年3月31日現在）

新潟市行政組織規則（抜粋）

第2章 市長の補助機関の組織及びその分掌事務

第3節 機関の組織及びその分掌事務

（設置）

第13条 次の表の左欄に掲げる内部部局の組織の管理の下に，同表の右欄に定める機関を置く。

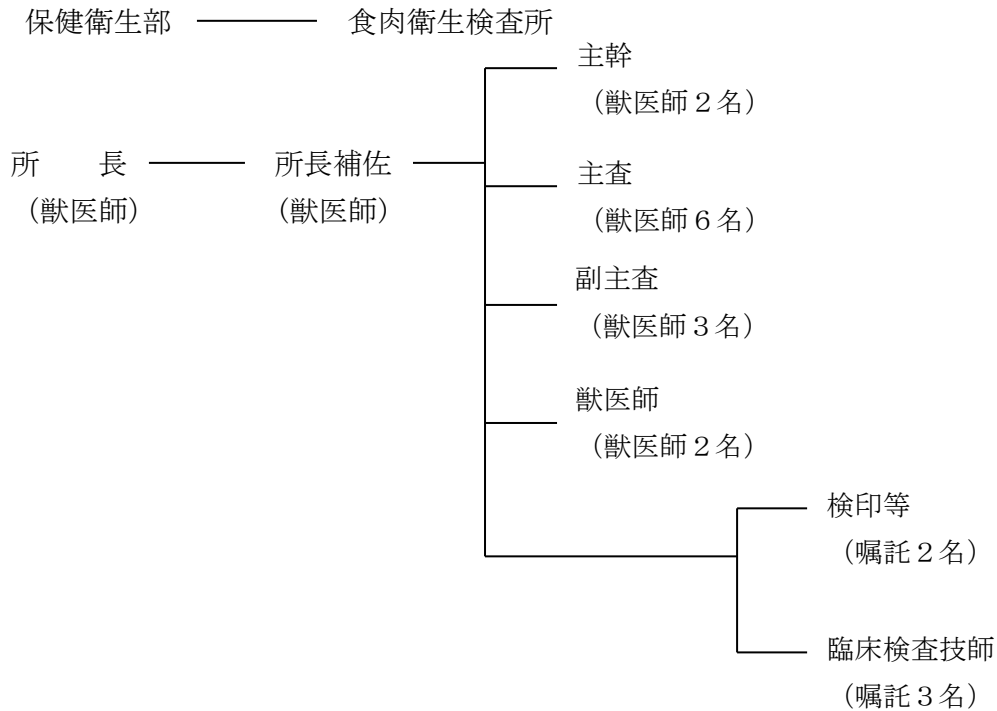
組 織	機 関
保健衛生部	食肉衛生検査所

（分掌事務）

第15条 機関又は機関に置く課の分掌事務は，おおむね次に掲げるとおりとする。

食肉衛生検査所

- (1) と畜検査に関する事項
- (2) と畜衛生及び食肉衛生の監視及び指導に関する事項
- (3) と畜衛生及び食肉衛生の調査研究に関する事項
- (4) 精密検査に関する事項
- (5) 食肉衛生施策の企画及び調査に関する事項
- (6) 食鳥処理に関する事項



5 対象と畜場及び開場日数

新潟市食肉センター(公益財団法人 新潟ミートプラント)

所在地 新潟市西区中野小屋1631番地

解体能力 大動物 30頭, 小動物 900頭 (1日あたり)

開場日数 (令和2年度実績)

平常開場日 241日, 臨時開場日 2日

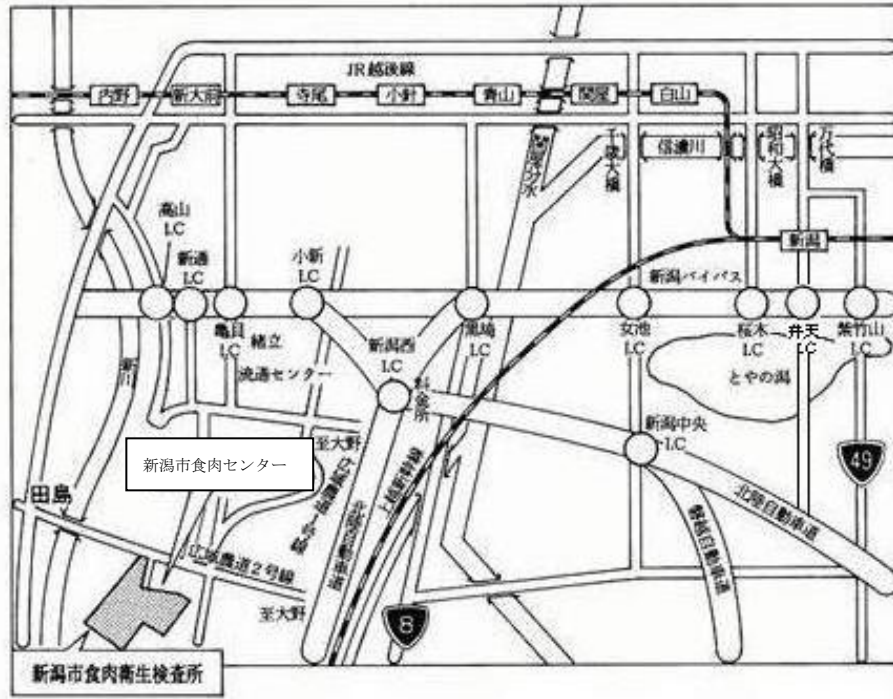
6 と畜検査手数料

新潟市手数料条例 第2条 別表(4) 保健衛生部関係
と畜検査手数料 (平成16年4月1日改定)

ア 牛	1頭につき	1,200円
イ とく(生後1年未満のもの)	1頭につき	400円
ウ 馬	1頭につき	1,200円
エ 豚	1頭につき	400円
オ 山羊, めん羊	1頭につき	400円
食鳥検査手数料	1羽につき	4円

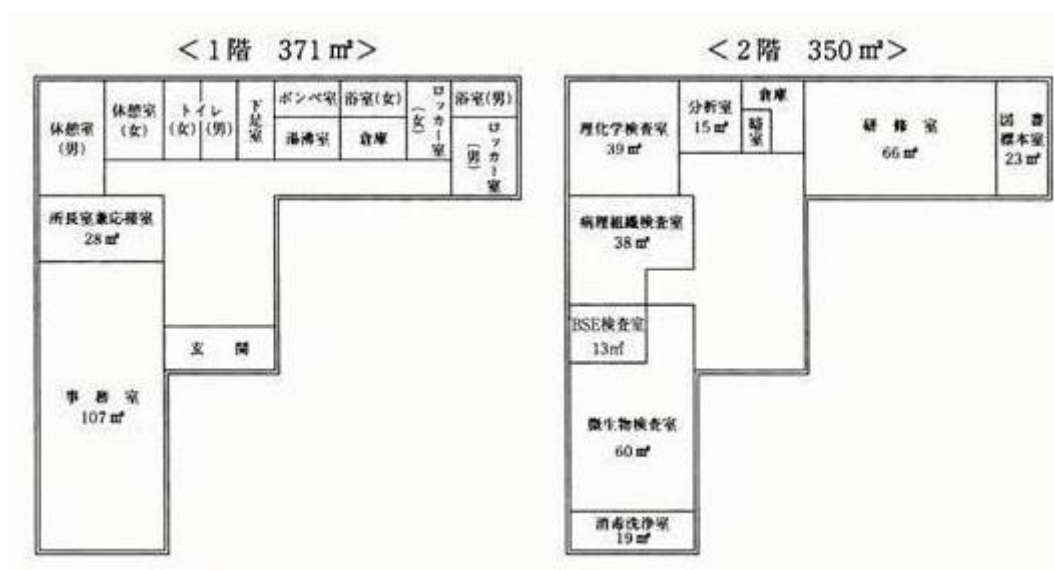
7 施設

(1) 食肉衛生検査所及び食肉センター配置図



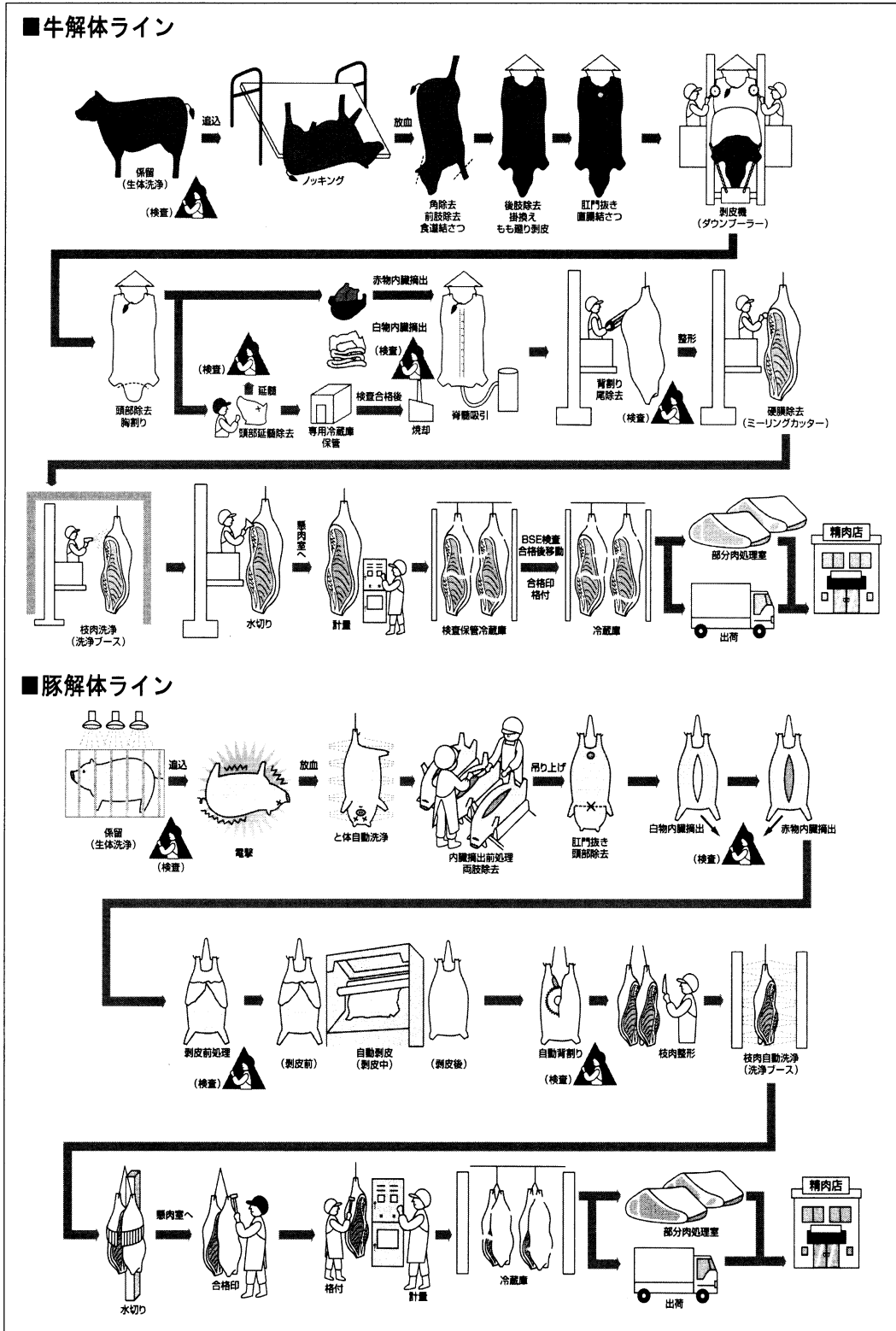
(2) 食肉衛生検査所平面図

建築構造 鉄筋コンクリート造り 2階建てのべ床面積 721m²



第2 検査の概要

1 検査の流れ



2 月別の畜種別検査頭数

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
牛	43 (2)	42 (1)	65 (9)	70 (8)	54 (1)	76 (7)	67 (8)	66 (2)	93 (4)	49 (8)	37 (3)	77 (11)	739 (64)
とく	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
馬	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
豚	17,269 (40)	14,667 (19)	15,587 (46)	16,194 (42)	15,035 (44)	14,902 (50)	16,710 (64)	15,706 (60)	17,410 (58)	16,193 (55)	15,480 (40)	18,057 (41)	193,210 (559)
めん羊	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	6 (0)	2 (0)	0 (0)	1 (0)	1 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	10 (0)
山羊	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	2 (0)	2 (0)

()内は病畜検査頭数再掲

3 過去10年間の畜種別検査頭数

	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
牛	1,015 (3)	915 (4)	1,006 (5)	923 (2)	866 (1)	854 (0)	801 (0)	793 (1)	721 (0)	739 (0)
とく	1	0	3	5	3	3	1	1	2	0
馬	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
豚	221,069 (1)	222,620 (5)	222,782 (5)	208,745 (0)	204,818 (0)	206,722 (0)	204,254 (1)	200,042 (0)	194,073 (0)	193,210 (0)
めん羊	5	13	14	10	8	6	7	9	10	10
山羊	1	0	0	3	6	6	2	8	3	2

()内はとさつ禁止頭数を示す。

4 生産地別検査頭数

(1) 豚の生産地

産地名	豚
新潟市	20,988
村上市	51,860
新潟市	51,207
三条市	14,644
関川村	8,792
胎内市	8,047
弥彦村	5,804
燕市	2,875
長岡市	2,399
五泉市	1,702
南魚沼市	1,640
田上町	949
魚沼市	916
上越市	710
津南町	221
聖籠町	1
阿賀野市	0
阿賀町	0
加茂市	0
小千谷市	0
十日町市	0
柏崎市	0
山形県	19,205
秋田県	1,250
北海道	0
岩手県	0
群馬県	0
福島県	0
埼玉県	0
岐阜県	0
合計	193,210

(2) 牛の生産地

産地名	和牛	乳牛	交雑種	合計
新潟県	463	147	107	717
北海道	1	5		6
岩手県	2	2		4
秋田県	1			1
山形県	1	1		2
福島県	2			2
群馬県	2			2
埼玉県	1			1
岐阜県	2			2
鹿児島県	2			2
合計	477	155	107	739

(3) めん羊・山羊の生産地

産地名	めん羊	山羊
新潟市	4	0
村上市	5	2
胎内市	1	0
合計	10	2

5 認定小規模食鳥処理場確認状況

処理場数	処理羽数			計	廃棄羽数		年間監視件数
	成鶏	ブロイラー	その他		一部	全部	
8 ※	5,240	0	1,905	7,145	0	0	8

※3処理場は休業中

6 と畜検査結果

(1) と畜検査頭数及び獣畜のとさつ解体禁止又は廃棄したもの原因

と畜場内と殺頭数	区分	処 分 実 頭 数	疾病別頭数																				計					
			細菌病							ウイルス・リケッチャ病	原虫病		寄生虫病			その他の疾病												
			炭	豚	サル	結	ブ	破	放	豚	豚	そ	ト	そ	の	ジ	そ	膿	敗	尿	黄	水		腫	中	炎	変	そ
			疽	毒	モ	核	ル	傷	線	赤	コ	の	キ	の	の	ス	の	毒	血	毒	疸	腫		瘍	毒	症	汚	萎
牛	739	禁止																										
		全部廃棄	18													2	2	2		6	1				5		18	
		一部廃棄	589																1	36				390	80	432	939	
とく	0	禁止																										
		全部廃棄																										
		一部廃棄																										
馬	0	禁止																										
		全部廃棄																										
		一部廃棄																										
豚	193,210	禁止																										
		全部廃棄	671	57					61							384	93	4	17	2	2				51		671	
		一部廃棄	173,790																498	1,461	10			170,877	4,658	22,136	199,640	
めん羊	10	禁止																										
		全部廃棄																										
		一部廃棄	10																					2	1	10	13	
山羊	2	禁止																										
		全部廃棄																										
		一部廃棄	2																								2	2

(2) 全部廃棄となった疾病内訳

処分名	牛	とく	馬	豚	めん羊	山羊
膿毒症	2	0	0	384	0	0
敗血症(心内膜炎型)	0	0	0	41	0	0
敗血症(出血型)	0	0	0	2	0	0
敗血症(抗酸菌症型)	0	0	0	17	0	0
敗血症(その他型)	2	0	0	33	0	0
尿毒症	2	0	0	4	0	0
高度の黄疸	0	0	0	17	0	0
高度の水腫	6	0	0	2	0	0
全身性腫瘍	0	0	0	2	0	0
牛伝染性リンパ腫	1	0				
変性または萎縮	5	0	0	51	0	0
豚丹毒(関節炎型)				54		
豚丹毒(心内膜炎型)				0		
豚丹毒(蕁麻疹型)				3		
豚赤痢				61		
合計	18	0	0	671	0	0

(3) とさつ禁止内訳

処分名	牛	とく	馬	豚	めん羊	山羊
高度の黄疸						
合計	0	0	0	0	0	0

(3) 一部廃棄となった疾病及び異常内訳

系統	疾病名	畜種名					
		豚	牛	とく	馬	めん羊	山羊
呼吸器系	カタル性肺炎	113,135	32	0	0	0	0
	ヘモフィルス肺炎	2,722	0	0	0	0	0
	肺炎(その他)	0	5	0	0	0	0
	肺膿瘍	3,152	8	0	0	0	0
	肺水腫	0	0	0	0	0	0
	肺出血	7	0	0	0	0	0
	非定型抗酸菌症肺病巣型	0	0	0	0	0	0
	胸膜炎	79,320	88	0	0	0	0
	胸膜膿瘍	2,369	1	0	0	0	0
	横隔膜炎	3	25	0	0	0	0
	横隔膜膿瘍	73	3	0	0	0	0
	横隔膜ヘルニア	115	0	0	0	0	0
循環器系	心外膜炎	17,640	25	0	0	0	0
	心脂肪膠様変性	390	2	0	0	0	0
	疣状心内膜炎	21	0	0	0	0	0
	心内膜炎	1	0	0	0	0	0
	心臓弁膜症	0	0	0	0	0	0
	心筋炎	110	0	0	0	0	0
	心筋出血	11	2	0	0	0	0
	心肥大	72	0	0	0	0	0
消化器系	舌炎	3	0	0	0	0	0
	舌膿瘍	0	0	0	0	0	0
	胃炎	11,764	34	0	0	0	0
	胃漿膜炎	625	11	0	0	0	0
	大腸炎	23,715	17	0	0	0	0
	小腸炎	25,595	41	0	0	0	0
	腸漿膜炎	25,595	1	0	0	0	0
	腸気胞症	30	0	0	0	0	0
	腸間膜化骨	1,373	0	0	0	0	0
	大網膜膿瘍	8	0	0	0	0	0
	腹膜炎	16,593	26	0	0	0	0
	腹膜膿瘍	720	10	0	0	0	0
	直腸脱	86	0	0	0	0	0
	肝炎	8,594	109	0	0	0	0
	肝膿瘍	104	0	0	0	0	0
	寄生虫性肝炎	8,627		0	0	0	0
	肝包膜炎	24,488	84	0	0	0	0
	胆管炎	1	0	0	0	0	0
	胆石症	0	6	0	0	0	0
	肝硬変	12	0	0	0	0	0
	肝脂肪変性	1,465	1	0	0	0	0
	肝富脈斑	0	126	0	0	0	0
	にくづく肝	0	0	0	0	0	0
	肝出血	277	0	0	0	0	0
	肝臓の腫瘍	0	0	0	0	0	0
	非定型抗酸菌症肝病巣型	65	0	0	0	0	0
	肝嚢胞	30	0	0	0	0	0
	肝奇形	32	0	0	0	0	0
	脾水腫	890	0	0	0	0	0
	内臓の黄染	476	1	0	0	0	0
	多発性漿膜炎	5,662	2	0	0	0	0
	臍ヘルニア	2,943	0	0	0	0	0
鼠径ヘルニア	170	0	0	0	0	0	
鎖肛	184	0	0	0	0	0	

系統	畜種名 疾病名	豚	牛	とく	馬	めん羊	山羊
泌尿生殖器系	間質性腎炎	508	5	0	0	0	0
	リンパ球性腎炎	98	2	0	0	0	0
	腎膿瘍	1	0	0	0	0	0
	出血性腎炎	756	7	0	0	0	0
	腎盂腎炎	25	2	0	0	0	0
	腎盂拡張	933	0	0	0	0	0
	腎梗塞	145	1	0	0	0	0
	腎周囲脂肪壊死	0	44	0	0	0	0
	腎嚢胞	2,025	5	0	0	0	0
	萎縮腎	7	0	0	0	0	0
	水腎症	1	0	0	0	0	0
	腎臓の低形成	272	1	0	0	0	0
	尿管結石	808	160	0	0	0	0
	膀胱炎	2,911	122	0	0	0	0
	卵巣嚢腫	157	1	0	0	0	0
	子宮内膜炎	147	6	0	0	0	0
	子宮蓄膿症	40	2	0	0	0	0
	子宮脱	4	0	0	0	0	0
	膣脱	5	0	0	0	0	0
	受胎子宮	363	0	0	0	0	0
	産後子宮	50	0	0	0	0	0
	死胎	27	0	0	0	0	0
	半陰陽	16	0	0	0	0	0
	乳房炎	75	4	0	0	0	0
	精巣炎	1	0	0	0	0	0
	陰嚢ヘルニア	8	0	0	0	0	0
腎臓の腫瘍	1	0	0	0	0	0	
子宮の腫瘍	0	0	0	0	0	0	
リンパ系	扁桃膿瘍	6	0	0	0	0	0
	脾膿瘍	19	0	0	0	0	0
	脾出血性梗塞	59	0	0	0	0	0
	脾鬱血	26	1	0	0	0	0
	捻転脾	133	0	0	0	0	0
	脾腫	179	1	0	0	0	0
	脾萎縮	11	0	0	0	0	0
	脾出血	17	0	0	0	0	0
	非定型抗酸菌症脾病巣型	0	0	0	0	0	0
	リンパ節膿瘍	311	1	0	0	0	0
	非定型抗酸菌症リンパ節型	13,667	0	0	0	0	0

系統	畜種名 疾病名	豚	牛	とく	馬	めん羊	山羊
		運動器系	耳 血 種	251	0	0	0
耳 膿 瘍	172		0	0	0	0	0
耳 の 奇 形	9		0	0	0	0	0
筋 肉 膿 瘍	785		4	0	0	0	0
筋 肉 変 性	1,228		39	0	0	0	0
筋 肉 水 腫	36		10	0	0	0	0
筋 肉 出 血	1,926		52	0	0	0	0
脊 椎 膿 瘍	147		0	0	0	0	0
椎 間 板 炎	0		0	0	0	0	0
関 節 炎	4,824		48	0	0	0	0
化 膿 性 関 節 炎	299		1	0	0	0	0
蹄 炎	1		2	0	0	0	0
骨 膿 瘍	56		1	0	0	0	0
脱 臼	8		2	0	0	0	0
骨 折	214		2	0	0	0	0
骨 の 腫 瘍	0		0	0	0	0	0
腹 壁 化 骨	0		0	0	0	0	0
肋 軟 骨 の 腫 大	244		0	0	0	0	0
尾 咬 症	281		0	0	0	0	0
削 瘦	1,699		4	0	0	0	0
四 肢 奇 形	2	0	0	0	0	1	
皮膚神経系	皮 下 織 変 性	1,927	56	0	0	0	0
	皮 下 織 出 血	9,939	98	0	0	0	0
	皮 下 織 膿 瘍	1,358	4	0	0	0	0
	皮 下 織 水 腫	551	31	0	0	0	0
	皮 下 ・ 脂 肪 織 の 黄 染	70	0	0	0	0	0
	脂 肪 壊 死 症	4	185	0	0	0	0
	黄 色 脂 肪 症	0	0	0	0	0	0
	火 傷	12	0	0	0	0	0
	外 傷	13	1	0	0	0	0
	褥 瘡	2	2	0	0	0	0
	皮 膚 の 腫 瘍	3	0	0	0	0	0

7 試験室内検査実施状況

(1) 精密検査実施数内訳

畜種 区分	牛		豚		めん羊		山羊	
	病畜	異常畜	病畜	異常畜	病畜	異常畜	病畜	異常畜
検査対象 疾病名	敗血症(心内膜炎型)			38 (18)				
	敗血症(出血型)			1 (0)				
	敗血症(抗酸菌症型)			62 (17)				
	敗血症(その他型)	1 (1)	1 (1)		77 (20)			
	豚丹毒(関節炎型)				145 (54)			
	豚丹毒(蕁麻疹型)				8 (3)			
	豚丹毒(心内膜炎型)				0 (0)			
	膿毒症	2 (1)		2 (2)	114 (50)			
	黄疸			3 (3)	54 (14)			
	尿毒症			1 (0)	7 (3)			
	腫瘍	1 (1)			5 (0)			
	サルモネラ病							
	高度の水腫							
	豚赤痢				64 (61)			
	トキソプラズマ病							
精密検査頭数合計	4 (3)	1 (1)	6 (5)	575 (240)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)

(2) その他

内 容	項 目	検体数
A 食肉センターの衛生対策		
A-1 牛枝肉		
定期検証	一般細菌・腸内細菌科菌群	64
EHEC対策	026,0103,0111,0157	721
A-2 豚枝肉		
定期検証	一般細菌・腸内細菌科菌群	75
A-3 施設・衛生強化		
施設検証, 工程検証	衛生指標菌, ATP	212
小計		1,072
B 食肉センターのBSE対策		
B-1 牛枝肉のふき取り		
脳脊髄組織汚染モニタリング	グリア細胞繊維性酸性タンパク(GFAP)	48
小計		48
C 食鳥処理場の衛生対策		
C-1 ふき取り		
と体・施設の衛生検査	衛生指標菌, 食中毒菌	30
小計		30
総計		1,150

第3 伝染性海綿状脳症（TSE）対応について

1 特定部位管理要領に基づく対応

- ・ 特定部位の確実な除去と管理の確認。
- ・ 脊髄吸引機による脊髄の確実な除去の確認。
- ・ 脊髄除去における器具及び手袋の1頭毎の交換の確認。
- ・ 背割り，脊髄除去及び高圧洗浄担当作業者の防護器具の使用等の指導。
- ・ 背割り及び高圧洗浄における鋸屑の回収と保管，管理の確認。

2 牛海綿状脳症検査実施要領に基づく対応

- ・ スクリーニング検査中の枝肉，内臓，皮，頭部等の個体識別可能な保管，管理の確認。
- ・ 生体検査，個体識別管理，スクリーニング検査等のマニュアル及びチェック表による確実な検査と管理。
- ・ 生体検査に基づく措置並びに確認検査後の措置等に対する関係機関との連携整備。

3 スクリーニング検査実施頭数（牛，とく及びめん山羊）

（1）牛

と畜頭数	検査頭数	陽性件数
739	0	0

平成29年4月より健康牛の検査を廃止し，24ヵ月齢以上の牛のうち生体検査で神経症状，全身症状を呈するものの検査を実施

（2）めん羊及び山羊

と畜頭数	検査頭数	陽性件数	生後12ヵ月齢超	症状を呈するもの※1
12	0	0	0	0

※1 神経症状が疑われたもの及び全身症状を呈するもの

第 4 そ の 他

1 残留抗菌性物質検査

(1) 残留抗菌性物質検査頭数

	病畜※1			異常畜※1			一般畜					
	検査頭数	検査件数	陽性件数	検査頭数	検査件数	陽性件数	独自モニタリング※2			厚労省モニタリング※3		
							検査頭数	検査件数	陽性件数	検査頭数	検査件数	陽性件数
牛	46	46	0	1	1	0	697	697	0	16	192	0
豚	360	360	3	571	571	5	1,008	1,008	1	16	168	0
めん羊	0	0	0	10	10	0	0	0	0			
山羊	0	0	0	2	2	0	0	0	0			

※1 腎臓の直接ディスク法

※2 腎臓の直接ディスク法

※3 筋肉(横隔膜)のLC/MS/MSによる一斉試験

(2) 食品衛生法違反事例

区分	畜種	違反薬剤	基準値超過部位
(なし)			

食品衛生法に定められた基準値を超過した食肉は流通前に廃棄処分され、食用として市場に流通することはありません。また、この検査結果をもとに、家畜保健衛生所(家畜防疫員)と連携し、生産農家に対して動物用医薬品の適正使用と残留の再発防止について指導を行います。

2 衛生指導

(1) 新潟市食肉センター

○新潟市食肉センター衛生問題検討会を基盤とした衛生指導

新潟市食肉センターでは「より衛生的な食肉の供給」を目指して関係業者が衛生上の課題を共有し、さらなる施設改善や相互の協調を図るため、と畜解体（豚、牛、病畜）・内臓処理・枝肉搬出入・部分肉処理の各部門で衛生問題検討会を設置している。

と畜解体部門では、事業者が開催する毎月の内部点検報告会に出席し、作業内容や施設設備の運用について、衛生指導を実施した。

内臓処理部門では、微生物検査を行い、衛生状況を確認した。

枝肉搬出入部門では、枝肉運搬車の定期点検を行い、衛生管理状況について衛生指導を実施した。

部分肉処理部門では、作業着や施設についてふき取り検査を行い、作業内容の改善や施設の衛生管理について衛生指導を実施した。

○HACCP システムの導入支援

HACCP 制度化に対応させるべく、新潟市食肉センターの事業者に対して HACCP システム構築の進捗管理と指導・助言を行った。また、衛生問題検討会のと畜解体・内臓処理・部分肉処理部門の従業員向けに、と畜場法等の改正や外部検証の概要について講習会を実施した。加えてと畜解体部門では、HACCP について従業員の理解を深めるため、当所担当者指導のもと衛生管理計画の策定演習・発表会を実施した。

(2) 認定小規模食鳥処理場

○HACCP システムの導入支援

所管する 5 つの認定小規模食鳥処理場の事業者に対して、HACCP の考え方を取り入れた衛生管理の導入支援を行った。当所担当者が施設を訪問して事業者と対話しながら、業界団体が作成した手引書を参考にして衛生管理計画を策定した。その後、施設を再度訪問して HACCP の取り組み状況の確認を行った。

3 フィードバック事業

1 目的

食肉衛生検査の結果を生産現場に提供することにより、疾病の少ない健康な家畜の生産を促し、ひいては消費者に安全で衛生的な食肉を提供することを目的とする。

2 方法

生産者本人の申請に基づき、月ごとの食肉衛生検査結果を各生産者あてに送付した。また、検査結果の提供は生産者個人を原則としているが、必要に応じて家畜保健衛生所等の関係行政機関へも提供した。なお、関係行政機関へのフィードバックは生産者同意書の提出により実施した。

3 実績

畜種	頭数	フィードバック還元率※
豚	192,955/193,210	99.9%
牛	418/739	56.6%

※フィードバック頭数／年間と畜検査頭数

4 主な研修・会議への参加

【集合開催への参加】

月 日	研修・会議名	開催場所
12月11日	令和2年度新潟県食品衛生監視員 HACCP 研修	新潟市
2月12日	食品衛生監視員・環境衛生監視員合同研修会	新潟市

【書面・オンライン等開催への参加】

研修・会議名
令和2年度全国食肉衛生検査所協議会 第1回正副会長会議
令和2年度家畜衛生推進会議
令和2年度関東甲信越ブロック食肉衛生検査所協議会 役員会・総会及び所長等会議
全国食肉検査所長会議および第56回記念大会
第38回理化学部会総会・研修会
令和2年度関東甲信越ブロック食肉衛生検査所協議会業績発表会
全国食肉衛生検査所協議会微生物部会 令和2年度総会・研修会
全国食肉衛生検査所協議会病理部会 第77回病理研修会
令和2年度全国食肉衛生検査所協議会 第2回正副会長会議
令和2年度関東甲信越静地区食肉衛生担当者会議
令和2年度食肉及び食鳥肉衛生技術研修並びに研究発表会
令和2年度新潟県家畜保健衛生所オンライン業績発表会

5 研究機関等への協力

研究機関名	研究・教材用採材
新潟県中央家畜保健衛生所	血液（豚）
新潟大学農学部	雌生殖器（牛）
新潟県農業大学校	子宮，卵巣，膀胱（牛）
新潟医療福祉大学	静脈血管，大動脈，十二指腸，上行結腸（豚）
新潟県保健環境科学研究所	血液（豚）
新潟大学医学部保健学科	心臓（豚）
新潟盲学校	腎臓（豚）
新潟県立新潟商業高等学校	腎臓（豚）

6 視察・見学者等

団体名	参加人数
上越市立国府小学校	76
国際ペットワールド専門学校	47
新潟県農業大学校	15
いきいき男のセミナー	12
上越市立東本町小学校	2
合 計	152